

【病気やケガで働くことが困難になったとき】

障害共済年金を知っていますか

障害共済年金とは、**在職中に初診日がある傷病により、一定の障害状態（障害等級1級から3級に認定）**になったときに支給される年金です。

▶ 受給要件

要件 ① その傷病の**初診日**において、組合員であること

要件 ② **障害認定日**において、障害等級1級から3級の障害状態にあること

障害認定日に障害状態にない場合でも、その後該当した場合は65歳になる前までであれば請求できます。

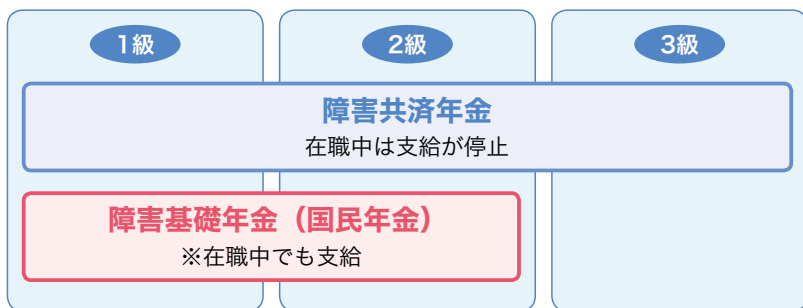
※初診日＝障害の認定を受けようとする傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

※障害認定日＝初診日から1年6月経過した日

▶ 障害程度の認定

- 障害等級は、身体障害者手帳等との等級とは異なります。
- 障害程度の認定は、診断書等により専門機関で行いますが、障害等級に認定されない場合もあります。
- 障害等級の詳細については、「福利厚生ハンドブック（平成25年3月）」P91～の「別表第1」をご参照ください。

▶ 受給イメージ



※障害基礎年金は日本年金機構で決定・支給



障害の状態は、傷病により判断が難しい場合がありますので、まずは主治医と相談することをお勧めします。

【障害共済年金の受給権者の方へ】

**被用者年金一元化により、平成27年10月から
障害共済年金は厚生年金と同様に、在職中も支給されます。**

そのため、支給停止中の方は、障害程度の再認定が必要となります。再認定が必要な方には、個別に当共済組合からお知らせする予定です。

問合せ先 給付貸付課年金係 | **03-5320-6828**